

港湾法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>〔国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び避難港〕</p> <p>第一条 港湾法（以下「法」という。）第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾並びに同条第九項に規定する避難港は、別表第一のとおりとする。</p> <p>（削除）</p> <p>（管理委託の手續）</p> <p>第十七条 国土交通大臣は、法第五十四条第一項（法第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により港湾施設の管理（港湾施設を維持し、及び一般公衆の利用その他公共の用に供することをいい、港湾施設を維持するために必要な港湾工事をすることを含む。以下第十七条の九までにおいて同じ。）を港湾管理者に委託するときは、契約書において次の事項を定めておかなければならない。</p>	<p>〔重要港湾、特定重要港湾及び避難港〕</p> <p>第一条 港湾法（以下「法」という。）第二条第二項に規定する重要港湾及び特定重要港湾並びに同条第九項に規定する避難港は、別表第一のとおりとする。</p> <p>（入港料の徴収の同意を得ることを要する港湾）</p> <p>第十七条 法第四十四条の二第二項の政令で定める重要港湾は、別表第五のとおりとする。</p> <p>（管理委託の手續）</p> <p>第十七条の二 国土交通大臣は、法第五十四条第一項（法第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により港湾施設の管理（港湾施設を維持し、及び一般公衆の利用その他公共の用に供することをいい、港湾施設を維持するために必要な港湾工事をすることを含む。以下第十七条の十までにおいて同じ。）を港湾管理者に委託するときは、契約書において次の事項を定めておかなければならない。</p>

一〇六 (略)

第十七条の二〇第十七条の六 (略)

(管理台帳)

第十七条の七 管理受託者は、受託に係る港湾施設について次の事項を記載した管理台帳をその事務所に備えて置かなければならない。

一 第十七条第一号及び第二号に掲げる事項

二 (略)

2 (略)

第十七条の八・第十七条の九 (略)

(職権の委任)

第二十二条 次に掲げる国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長が行うものとする。

一〇三 (略)

四 第十七条の四第一項本文、第十七条の五、第十七条の六本文及び第十七条の八の規定による国土交通大臣の職権

2 法第五十六条の四及び第五十六条の五並びに第十七条の九の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。

別表第一(第一条関係)

都道府	国際戦略	国際拠点	重	要	港	湾	避	難	港
-----	------	------	---	---	---	---	---	---	---

一〇六 (略)

第十七条の三〇第十七条の七 (略)

(管理台帳)

第十七条の八 管理受託者は、受託に係る港湾施設について次の事項を記載した管理台帳をその事務所に備えて置かなければならない。

一 第十七条の二第一号及び第二号に掲げる事項

二 (略)

2 (略)

第十七条の九・第十七条の十 (略)

(職権の委任)

第二十二条 次に掲げる国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長が行うものとする。

一〇三 (略)

四 第十七条の五第一項本文、第十七条の六、第十七条の七本文及び第十七条の九の規定による国土交通大臣の職権

2 法第五十六条の四及び第五十六条の五並びに第十七条の十の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。

別表第一(第一条関係)

都道府	重	要	港	湾	特定重要港湾	避	難	港
-----	---	---	---	---	--------	---	---	---

神奈川県	神奈川県	東京都	東京都	千葉県	茨城県	福島県	山形県	秋田県	宮城県	岩手県	青森県	北海道	県
	京浜												港湾
			千葉						仙台塩釜			小牧 室蘭、苦	港湾
横須賀			木更津	鹿島、茨城	小名浜、相馬	酒田	秋田船川、能代	石巻	宮古、釜石、大船渡、久慈	川原	青森、八戸、むつ小	留萌、稚内、十勝、石狩湾、紋別、網走、根室	函館、小樽、釧路、
		洞輪沢	名洗、興津		久之浜	鼠ヶ関	戸賀	雄勝			尻屋岬、深浦	売 華、宗谷、天	松前、奥尻、 えりも、榎法

神奈川県	神奈川県	東京都	東京都	千葉県	茨城県	福島県	山形県	秋田県	宮城県	岩手県	青森県	北海道	県
横須賀	京浜			千葉、木更津	珂 鹿島、日立、大洗、常陸那	小名浜、相馬	酒田	秋田船川、能代	仙台塩釜、石巻	宮古、釜石、大船渡、久慈	青森、八戸、むつ小川原	室 留萌、稚内、苦小牧、十勝、石狩湾、紋別、網走、根	函館、小樽、室蘭、釧路、
	京浜		千葉						仙台塩釜			室蘭、苦小牧	
		洞輪沢	名洗、興津			久之浜	鼠ヶ関	戸賀	雄勝		浦 尻屋岬、深	谷、天売 榎法華、宗	松前、奥尻、 えりも、

	広島	岡山	島根	島根	鳥取	鳥取	和歌山	兵庫	大阪	京都	三重	愛知	静岡	福井	石川	富山	新潟
								神戸	大阪								
	広島	水島					津 和歌山下	姫路	堺泉北		四日市	名古屋	清水			伏木富山	新潟
宇部、岩国、三田尻	尾道糸崎、呉、福山	宇野、岡山	浜田、西郷、三隅	境	鳥取	日高		磨 尼崎西宮芦屋、東播	阪南	舞鶴	尾鷲、津松阪	衣浦、三河	田子の浦、御前崎	敦賀	七尾、金沢		直江津、両津、小木
			七類		田後	勝浦、由良		柴山			浜島	伊良湖	下田	鷹巣	輪島		二見

	広島	岡山	島根	島根	鳥取	鳥取	和歌山	兵庫	大阪	京都	三重	愛知	静岡	福井	石川	富山	新潟
宇部、徳山下松、岩国、三	広島、尾道糸崎、呉、福山	宇野、水島、岡山	浜田、西郷、三隅	境	鳥取		和歌山下津、日高	、東播磨 神戸、姫路、尼崎西宮芦屋	大阪、阪南	舞鶴	四日市、尾鷲、津松阪	名古屋、衣浦、三河	清水、田子の浦、御前崎	敦賀	七尾、金沢	伏木富山	新潟、直江津、両津、小木
	広島	水島					和歌山下津	神戸、姫路	大阪		四日市	名古屋	清水			伏木富山	新潟
			七類		田後	勝浦、由良		柴山			浜島	伊良湖	下田	鷹巣	輪島		二見

(削除)

沖縄				表、志布志、川内
石垣、金武中城	運天、那覇、平良、			
浮	安護の浦、船			

別表第五(第十七条関係)

岡山	和歌山	兵庫	大阪	三重	愛知	静岡	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	宮城	北海道	都道府県
水島	和歌山下津	神戸、姫路	大阪	四日市	名古屋	清水	伏木富山	新潟	京浜		千葉	仙台塩釜	室蘭、苫小牧	

沖縄				布志、川内
金武中城	運天、那覇、平良、石垣、			
船浮	安護の浦、			屋

福 岡	福 岡	山 口	山 口	広 島
博 多	関 門	徳 山 下 松	広 島	

改正案	現行
<p>（国庫補助金）</p> <p>第六十六条 法第二百一十一条の規定により国が交付する補助金の額は、次の各号のいずれかに該当する土地区画整理事業で国土交通大臣が指定するものについては、第六十三条第一項各号に掲げる費用の額に二分の一以内において国土交通大臣が定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 港湾法にいう国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の後背地区の整備を目的とするもの</p> <p>五～七 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（国庫補助金）</p> <p>第六十六条 法第二百一十一条の規定により国が交付する補助金の額は、次の各号のいずれかに該当する土地区画整理事業で国土交通大臣が指定するものについては、第六十三条第一項各号に掲げる費用の額に二分の一以内において国土交通大臣が定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 港湾法にいう重要港湾の後背地区の整備を目的とするもの</p> <p>五～七 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二条第二項に規定する政令で定める事業）</p> <p>第一条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ト 森林法第五条第一項に規定する地域森林計画に基づく奥地幹線林道（専ら都道府県有林の開発のためのものを除く。）の開設に関する事業</p> <p>チ（略）</p> <p>リ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾、同項に規定する地方</p>	<p>（法第二条第二項に規定する政令で定める事業）</p> <p>第一条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>ト 森林法第五条第一項に規定する地域森林計画に基づく奥地幹線林道（もつぱら都道府県有林の開発のためのものを除く。）の開設に関する事業</p> <p>チ（略）</p> <p>リ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾、同項に規定する地方港湾で同法第三十三条の規定によ</p>

港湾で同法第三十三条の規定により地方公共団体が港湾管理者であり、かつ、国土交通大臣が公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）第三十二条第一号の規定により乙号港湾として指定しているもの並びに同法第二条第九項に規定する避難港に係る同条第七項に規定する港湾工事に關する事業

ヌㄋヲ（略）

二（略）

り地方公共団体が港湾管理者であり、かつ、国土交通大臣が乙号港湾として指定しているもの及び同法第二条第九項に規定する避難港に係る同条第七項に規定する港湾工事に關する事業

ヌㄋヲ（略）

二（略）

○ 公共用地の取得に関する特別措置法施行令（昭和三十六年政令第二百八十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定公共事業）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 法第二条第八号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾施設のうち、港湾管理者又は国が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第十二条第一項第三号（第三十四条において準用する場合を含む。）又は第五十二條第一項の規定に基づき建設し、又は改良する水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（道路にあつては、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道又はこれに相当する部分の幅員六・五メートル以上のものに限る。）</p> <p>二～四（略）</p>	<p>（特定公共事業）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 法第二条第八号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 重要港湾の港湾施設のうち、港湾管理者又は国が港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第十二条第一項第三号（第三十四条において準用する場合を含む。）又は第五十二條第一項の規定に基づき建設し、又は改良する水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（道路にあつては、道路構造令（昭和三十三年政令第二百四十四号）第二条第四号に規定する車道又はこれに相当する部分の幅員六・五メートル以上のものに限る。）</p> <p>二～四（略）</p>

改正案	現行
<p>（国の利害に重大な関係がある都市計画）</p> <p>第十四条 法第十八条第三項の国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第八条第一項第四号の二又は第九号から第十二号までに掲げる地域地区（同項第九号に掲げる地区にあつては港湾法第二条第二項の国際戦略港湾又は国際拠点港湾に係るもの、法第八条第一項第十二号に掲げる地区にあつては近郊緑地特別保全地区に限る。）</p> <p>四・五（略）</p>	<p>（国の利害に重大な関係がある都市計画）</p> <p>第十四条 法第十八条第三項の国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第八条第一項第四号の二又は第九号から第十二号までに掲げる地域地区（同項第九号に掲げる地区にあつては港湾法第二条第二項の特定重要港湾に係るもの、法第八条第一項第十二号に掲げる地区にあつては近郊緑地特別保全地区に限る。）</p> <p>四・五（略）</p>

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（生活関連等施設）</p> <p>第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定める係留施設又は同項第二号の国土交通省令で定める水域施設若しくは係留施設</p> <p>八 十（略）</p>	<p>（生活関連等施設）</p> <p>第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設</p> <p>八 十（略）</p>